

国立大学法人宮城教育大学学生後援会

国際交流事業助成基準

1 趣 旨

国際交流事業の一環として、学生の国際交流の促進を図るため、ひいては国際性を身につけた教育者の養成の一助として、宮城教育大学と国際交流協定を締結している大学に留学する学生及び国際交流委員会留学生部会が必要と認める学生に対し、留学経費の一部を支援するものである。

2 支援対象

後援会会員の子息女で、次のいずれかに該当する学生とする。

- 1) 国際交流委員会留学生部会の選考に基づき、学長が推薦する学生で、留学に係る奨学金を受給しない学生

なお、留学期間中の宮城教育大学における学籍上の身分は問わない。

- 2) 前記以外の学生で、国際交流委員会留学生部会の議を経て海外へ派遣する学生

3 支援額

原則として、在学中1人1回に限り10万円を限度とする。

ただし、2週間以内の留学については10万円限度のうち、航空券代(往復)を上限とする。

4 申請時期

原則として出発日の1か月前とする。

5 報告書の提出

支援を受けた学生は、留学期間終了後、1か月以内に任意様式により報告書を提出することとする。

- 6 この基準によりがたい場合は、会長及び理事が協議して決定する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

国立大学法人宮城教育大学学生後援会
国際交流事業助成申請書

コース・専攻_____

学 籍 番 号_____

氏 名_____⑩

住 所_____

私は、下記により留学いたしますので、ご支援くださいますよう申請いたします。

記

留 学 期 間_____年 月 日 () ~ _____年 月 日 ()

留学先大学名_____

出国予定日_____年 月 日 ()

日本国内の連絡先

住 所_____

電話番号_____

後援会事務局用

支援金額

円